

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。</p> <p>【一】三 略</p> <p>四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの</p> <p>【イ】略</p> <p>【削る】</p> <p>ロ【略】</p> <p>(緊急通報の通信回数)</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>【2 略】</p> <p>第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかにとする。</p> <p>一 第十四条第一号及び第二号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたもの</p> <p>二 第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたもの</p> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p> <p><u>基礎的電気通信役務収支表</u></p> <p>事業者名 _____</p>	<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 【同上】</p> <p>【一】三 同上</p> <p>四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの</p> <p>【イ】同上</p> <p>ロ【ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 離島のみで構成される単位料金区域内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信</p> <p>(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信</p> <p>ハ【同上】</p> <p>(緊急通報の通信回数)</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>【2 同上】</p> <p>第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p> <p><u>基礎的電気通信役務収支表</u></p> <p>事業者名 _____</p>

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				うち設備 利用部門 費用	営業 利益	摘要
		うち設備 管理部門 費用	うち 第一種 公共 電話 台数 削減 の 費用	うち 第二種 公共 電話 台数 削減 の 費用	うち 第三種 公共 電話 台数 削減 の 費用			
[1～3 略]								
4 第14条第4号に掲げるもの								
(1) 同号イに掲げるもの								
(2) 同号ロに掲げるもの								
小計								
合計								

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

- 〔1〕 略]
- 〔2〕 第14条第1号ハ、第2号ハ、第3号ロ及び第4号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

〔2～6 略]

〔第2表 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				うち設備 利用部門 費用	営業 利益	摘要
		うち設備 管理部門 費用	うち 第一種 公共 電話 台数 削減 の 費用	うち 第二種 公共 電話 台数 削減 の 費用	うち 第三種 公共 電話 台数 削減 の 費用			
[1～3 略]								
4 第14条第4号に掲げるもの								
(1) 同号イに掲げるもの								
(2) 同号ロに掲げるもの								
(3) 同号ハに掲げるもの								
小計								
合計								

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

- 〔1〕 同左]
- 〔2〕 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

〔2～6 同左]

〔第2表 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十
四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し
又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ
部分のように改める。

(基礎的電気通信役務の範囲)

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 収容局 アナログ加入者回線（施行規則第十四条第四号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線（以下この条及び別表第十において「ワイヤレス固定電話加入者回線」という。）を含む。以下同じ。）を直接収容する局舎をいう。ただし、ワイヤレス固定電話加入者回線を収容する局舎にあつては、当該役務の提供に係るワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。）の一端に端末設備を接続した地点において施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に設置するアナログ加入者回線を、当該役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合において直接収容する局舎とする。
- 二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をい）、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

〔三〕略

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六〕略

（交付金の額の算定方法等）

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

(基礎的電気通信役務の範囲)

第一条 〔同上〕

- 一 収容局 アナログ加入者回線を直接収容する局舎をいう。

二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

〔三〕同上

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六〕同上

（交付金の額の算定方法等）

第五条 〔同上〕

「と(いう)。」を控除する方法とする。

【一 略】

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

【三〇六 略】

【二〇四 略】

(支援機関に届け出る事項)

第七条 法第九十九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

【一 略】

二 収容局ごとの法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

【三〇五 略】

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号、第二号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。)について、別表第四により記録しておくなければならない。

【2 略】

附 則

【一〇七 略】

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

【略】	第五條第一項 第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降 I P 電話(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話(コイヤレス固定電話を含む。以下この号において同じ。)の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
		平均原価	【略】
		各算定対象加入者回線の加入者回線単価	【略】

【一 同上】

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

【三〇六 同上】

【二〇四 同上】

(支援機関に届け出る事項)

第七条 【同上】

【一 同上】

二 収容局ごとの法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

【三〇五 同上】

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。)について、別表第四により記録しておくなければならない。

【2 同上】

附 則

【一〇七 同上】

8 【同上】

【同左】	第五條第一項 第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降 I P 電話(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
		平均原価	【同左】
		各算定対象加入者回線の加入者回線単価	【同左】

平均単価 [略]

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
[1 ・ 2 [略]					
3 施行規則第 14 条第 2 号に掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
小計					
合計					

[注 1 ～ 6 略]

別表第 2 (第 6 条関係)
 第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する事項
 適格電気通信事業者名 _____

都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数		加入者回線単価	緊急通報役務原価
			うちフイヤーレス固定電話回線数			

[注 略]

[同左] [同左]

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
[1 ・ 2 [同左]					
合計					

[同左]

[注 1 ～ 6 同左]

別表第 2 (第 6 条関係)
 第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する事項
 適格電気通信事業者名 _____

都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数		加入者回線単価	緊急通報役務原価
			うちフイヤーレス固定電話回線数			

[注 同左]

別表第4 (第13条関係)

第1

[第1表～第4表 略]

第2

第1表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[略]	ATM専用二心 式回線数	ワイヤレス固定 電話回線数

[注1・2 略]

[第2表～第7表 略]

第3

[表略]

別表第10 (第19条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内 容	4 控除対象原価の内容	[略]
— 営業費	イ 注文獲得 費	[略]	[略]	[略]
		② 販売部門にお ける加入電話の 新規申込み、移 転等の取次ぎ又 は割引サービス 等の取次ぎ若し くは販売に係る 原価	施行規則第14条第1号ロ並びに第 2号イ及びビロに規定する基礎的電 気通信役務に係る原価並びに同条 第1号イ及びビへ並びに第4号イ及 びロに規定する基礎的電気通信役 務に係る原価のうち、当該基礎的 電気通信役務の能動的な営業活動 に係るもの	[略]
		[略]		[略]
		④ 代理店営業部 門における加入	施行規則第14条第1号ロに規定す る基礎的電気通信役務に係る原価	[略]

別表第4 (第13条関係)

第1

[第1表～第4表 同左]

第2

第1表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[同左]	ATM専用二 心式回線数	

[注1・2 同左]

[第2表～第7表 同左]

第3

[表同左]

別表第10 (第19条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内 容	4 控除対象原価の内容	[同左]
— 営業費	イ 注文獲得 費	[同左]	[同左]	[同左]
		② 販売部門にお ける加入電話の 新規申込み、移 転等の取次ぎ又 は割引サービス 等の取次ぎ若し くは販売に係る 原価	施行規則第14条第1号ロ並びに第 2号イ及びビロに規定する基礎的電 気通信役務に係る原価並びに同条 第1号イ及びビへに規定する基礎的 電気通信役務に係る原価のうち、 当該基礎的電気通信役務の能動的 な営業活動に係るもの	[同左]
		[同左]		[同左]
		④ 代理店営業部 門における加入	施行規則第14条第1号ロに規定す る基礎的電気通信役務に係る原価	[同左]

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）
第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

第二条 令和四年度及び令和五年度の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条二 加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>〔三略〕</p> <p>四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」と</p>	<p>〔二・三略〕</p> <p>四 加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。</p>
---	---

附則

第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条二 加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして得た額をいう。</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算し</p>	<p>〔二・三 同上〕</p> <p>四 加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして得た額をいう。</p> <p>五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価（二）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p>
--	--

<p>第五條 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>第七号において「対象原価(二)」という。 合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔五・六 略〕</p> <p>第七号において「対象原価(二)」という。 。を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 〔六・七 略〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。) に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。) に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔十・十三 略〕</p>
<p>第五條 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>第七号において「対象原価(二)」という。 合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔五・六 略〕</p> <p>第七号において「対象原価(二)」という。 。を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 〔六・七 略〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。) に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。) に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔十・十三 略〕</p>

<p>第五條 第一項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>たものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔五・六 同上〕</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。) に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。) に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔十・十三 同上〕</p>
<p>第五條 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>たものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔五・六 同上〕</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。) に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。) に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔十・十三 同上〕</p>

附則第八項	第五條第一號	算定対象 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則）	〔一〕 略	二 法第九條第二項の原価のうち施行規則第十四條第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
			〔二〕 次に掲げる額を合算して得た額 イ 略 ロ 基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四條第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔ハ〕〜 略	
附則第八項	第五條第一號	算定対象 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号））	〔一〕 略	二 次に掲げる額を合算して得た額 イ 略 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四條第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔ハ〕〜 略
			〔二〕 次に掲げる額を合算して得た額 イ 略 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四條第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔ハ〕〜 略	

附則第八項	第五條第一號	算定対象 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則）	〔一〕 同上	二 法第九條第二項の原価のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
			〔二〕 同上 イ 同上 ロ 基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価	
附則第八項	第五條第一號	算定対象 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号））	〔一〕 同上	二 同上 イ 同上 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
			〔二〕 同上 イ 同上 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価	

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]	[略]	[略]	(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話(ワイヤレス固定電話)を含む。以下この号において()の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
			[略]
[略]	[略]	[略]	(別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話(ワイヤレス固定電話)を含む。以下この号イ及び次号イにおいて()の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
			[略]
[同上]	[同上]	[同上]	(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
			[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	(別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価(一)
			[同上]

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条柱書の改正規定及び同条の表の第五条第一項の項の下欄の改正規定（中欄が「次に掲げる額を合算して得た額」であるものに限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二第一表については、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）附則第二項の規定によらず、当分の間、三の項を記載しないこととする。

3 交付金の額を算定する前年度の末日のワイヤレス固定電話加入者回線の数が五千未満の場合の補填対象額の算定にあつては、第二条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二条第四号の改正規定及び第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条の表の第二条の項の改正規定（「次号において「合算算定対象加入者回線」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。」に改める改正規定、「第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」

という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」に改める改正規定及び「第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」に改める改正規定に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。